

議案第19号

三田市あすなろ教室設置条例の制定について

三田市あすなろ教室設置条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市あすなろ教室設置条例

(設置)

第1条 不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談、指導（学習指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、その社会的自立を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、三田市あすなろ教室（以下「教室」という。）を設置する。

(位置)

第2条 教室は、三田市相生町17番20号に置く。

(事業)

第3条 教室は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒等のための相談、指導に関すること。
- (2) 不登校児童生徒等の社会的自立に関すること。
- (3) 関係機関及び団体との連絡及び協力に関すること。
- (4) その他教室の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 教室に所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、三田市教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。